

介護保険負担限度額認定

介護保険では、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）に入所、または、短期入所（ショートステイ）を利用したときの食費・居住費（滞在費）は全額自己負担となりますが、下記要件を満たす方は、申請により利用者負担が軽減されます。

対象：令和3年8月1日以降

| 利用者負担 段階区分 | 対 象 者 | |
|---------------|---|--|
| | 所得などの条件（※） | 預貯金などの条件 |
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none">世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が住民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方生活保護等を受給されている方 | <ul style="list-style-type: none">預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円以下であること。 (夫婦は合計2,000万円以下) |
| 第2段階 | <ul style="list-style-type: none">世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が住民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 | <ul style="list-style-type: none">預貯金、有価証券等の金額の合計が650万円以下であること。 (夫婦は合計1,650万円以下) |
| 第3段階① | <ul style="list-style-type: none">世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が住民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方 | <ul style="list-style-type: none">預貯金、有価証券等の金額の合計が550万円以下であること。 (夫婦は合計1,550万円以下) |
| 第3段階② | <ul style="list-style-type: none">世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が住民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方 | <ul style="list-style-type: none">預貯金、有価証券等の金額の合計が500万円以下であること。 (夫婦は合計1,500万円以下) |
| 第4段階 | <ul style="list-style-type: none">上記に該当していない方（負担限度額認定証をお持ちでない方） | |